

第89回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

□事業報告

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

□連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

□計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年4月1日～2025年3月31日)

株式会社ツムラ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付
請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

□事業報告

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびそのグループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、当該事業年度末時点において、次のとおりであります。

(参考) コーポレート・ガバナンス報告書 2024 年 12 月 5 日付Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項と同等の内容になっています。

1. 業務の適正を確保するための体制

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 「ツムラ コンプライアンス・プログラム」(サステナビリティ憲章、コンプライアンス・プログラム規程、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進体制、ツムラグループ ホットライン等)に基づき、コンプライアンスを推進し、教育を含む継続的な取り組みを実施する。
- コンプライアンスに関する相談・連絡窓口としてツムラグループでは国内外で一元化した「ツムラグループ ホットライン」を設置する。また、各社においても個別の相談窓口を社内外に設置し、いずれの窓口も相談・連絡者が相談・連絡したことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう、適正な運用体制を整備する。
- 企業活動において常に高い倫理性と透明性を確保し、社会の信頼にちやうていくため「ツムラ コード・オブ・プラクティス」(以下「ツムラコード」という。)を制定している。ツムラコードに基づき設置している「ツムラコード委員会」が、「ツムラコード」の管理、運営を行うことにより、ツムラ医療用医薬品を適正にプロモーションしていく。
- 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、ツムラグループすべてを対象として、代表取締役社長CEO直轄の内部監査部門(監査室)が内部監査を実施する。
- 金融庁企業会計審議会公表の実施基準に準じ基本方針および計画を定め、報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し運用する。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報は法令および「情報管理基本規程」等に従い、文書または電磁媒体に記録し保存する。
- 文書その他の情報の保存、管理、廃棄は「情報管理基本規程」に従い、情報管理主管部門(総務部)を置き、教育等の取り組みを含めた社内体制を整備する。
- 当社では、取締役は、常時これらの文書等を「情報管理基本規程」に従い閲覧できるものとする。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- グループ会社を含めた全体の総合的なリスク管理を推進するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理に必要な体制、および「リスク管理規程」等の社内規則類やマニュアルを整備する。また、企業活動に重大な影響を及ぼす恐れがある緊急事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、その対策にあたる。
- 「情報管理基本規程」に基づき、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」、「特定個人情報取扱規程」を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。また、その重要性および取り扱い方法の浸透・徹底を図るため研修および啓発を実施する。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は定款および取締役会規則に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。また、取締役会の監督機能の維持・向上および業務執行の責任と権限を明確にするため、執行役員制度を採用する。なお、執行役員の中から、当社およびそのグループ会社を統括するCEO<最高経営責任者>、COO<最高執行責任者>（共同COO体制時にはCo-CEO<共同最高執行責任者>）、CFO<最高財務責任者>、およびCHRO<最高人財・人事責任者>を取締役会の決議により選任する。
- 社外取締役へ経営に必要な情報の円滑な提供および社外取締役による意見交換・認識の共有を促進することを主な目的に社外取締役会議を開催する。
- 経営上および業務執行上の重要事項について、経営会議、執行役員会を設け、協議および審議、意思決定を行う。

⑤当社およびそのグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 「関係会社管理規程」を定め、当社およびそのグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保する。また、「グループ内取引管理規程」を定め、グループ内の取引に関する公正性を維持するとともに、取引の適正性を確保する。

⑥グループ会社における取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告の体制

- 各グループ会社は経営上の重要な事項の決裁、当社への報告事項を定めた「関係会社管理規程」等に従い、適時適切な履行に努める。
- 各グループ会社役員から当社役員に対する事業報告の機会として、「グループ会社事業報告会」を開催する。

⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- 監査等委員会の求めがあった場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑧前項の当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- 当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従って職務を遂行するものとし、人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得て行う。

⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人、ならびにグループ会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人、ならびにグループ会社の役員、監査役等、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ツムラグループ ホットラインなど）による通報状況およびその内容、監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに報告する。

⑩前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないように、適正な

運用体制を整備する。

⑪当社の監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査等委員である取締役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会と代表取締役が定期的に意見交換を行う機会を確保する。
- 監査等委員である取締役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および重要な使用人からヒアリングする機会を確保する。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会による監査活動が、実効的に行われることに協力する。
- 監査等委員会が、会計監査人、監査室およびグループ会社の監査役と緊密な連携が図れるような体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

【取締役の職務の執行に関する事項】

- 法令、定款、「取締役会規則」「経営会議規則」「組織・職務権限規程」等により、「取締役会」と経営全般の業務執行に関する重要事項を審議・決裁する「経営会議」の役割と責任を明確化しています。当事業年度において、取締役会は18回開催されました。
- 取締役会において、3カ月に1回の業務執行取締役による職務の執行状況報告に加え、必要に応じて、執行役員による業務執行状況報告を適時に行うことで、取締役の職務の執行を監督しています。
- 経営に必要な情報の円滑な提供および社外取締役による意見交換・認識の共有のため、社外取締役で構成される「社外取締役会議」を、原則毎月1回以上開催しております。

【コンプライアンスに関する事項】

- ツムラグループのコンプライアンス推進活動方針は、コンプライアンス委員会で、毎年実施するコンプライアンスに関するアンケート結果や社内外で発生した事象等を踏まえて策定し、取締役会で報告しています。また、コンプライアンス推進活動方針は、各業務担当部門およびグループ会社に対して提示・指示され、各職場のコンプライアンス推進活動として実施しています。
- 役職員に対しては計画的に外部講師または社内講師による教育を実施しています。
- 社内外に設置したコンプライアンスに関する相談・連絡窓口の「ツムラグループ ホットライン」の利用件数は39件でした。なお、「ツムラグループ ホットライン」で受け付けた相談・連絡内容は、定期的にコンプライアンス最高責任者である代表取締役社長CEO、社内取締役およびCHROに報告しています。
- ツムラコードの管理・運営のために、ツムラコード委員会を定期的に開催（年2回）しています。

【情報管理に関する事項】

- ツムラグループにおける情報資産の適正管理をより実効的なものとするため、情報管理主管部門（総務部）を置き、「情報管理基本規程」をはじめとする、情報管理に関する社規の内容を全社に

周知徹底しています。

【リスク管理に関する事項】

- ツムラグループのリスク管理は、リスク管理主管部門（総務部）による業務担当部門、グループ会社の代表者へのリスクヒアリングを通じ、「リスクマネジメント委員会」を開催し、経営リスクに対する取り組み状況の確認および今後発生し得るリスクについて、必要な対処方法を確認しています。
- 当社の危機管理に対する取り組みをさらに強化するため、有事の際の事業復旧について事業継続計画書（BCP）を制定しています。BCPには目的および基本方針、マネジメントの適用範囲、戦略、影響度の評価、事業継続に向けた対策、事業復旧対応等に関して計画を示しており、リスクが発生した場合でも迅速かつ的確に対応を図るための「事業継続マネジメント（BCM）」体制の整備を進めています。
- 「災害対策マニュアル」および「防災ポケットマニュアル」を更新し、各拠点で実施している防災訓練の際にも活用しています。

【グループ会社における業務の適正の確保に関する事項】

- グループ会社の経営管理については、経営企画室において、経営管理体制を整備・統括するとともに、「グループ内取引管理規程」および「関係会社管理規程」を定め、内部統制システムに関する月次報告を実施しています。
- 「関係会社管理規程」では、同規程で定める事前協議事項について、それぞれの当社所管部門がグループ会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えています。また監査室はグループ会社に対する内部監査により、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しています。

【内部監査に関する事項】

- 監査室が策定し経営会議にて承認された内部監査計画に基づき、「内部監査規程」に従った内部監査を実施しています。その結果については、取締役会、経営会議、監査等委員会、会計監査人に報告しています。

【内部統制に関する事項】

- 監査室が策定し経営会議にて承認された内部統制評価計画に基づき、金融商品取引法、金融庁企業会計審議会公表の実施基準および「内部統制規程」に従った、「全社的な内部統制」「業務プロセスの内部統制」「IT全般統制」の整備状況および運用状況などを継続的に評価しています。その結果については、取締役会、経営会議、監査等委員会および会計監査人に報告しています。

【監査等委員会に関する事項】

- 監査等委員は、全員が取締役会に出席し、また常勤監査等委員は経営会議、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会等の重要会議に出席して、内部統制に係る組織が担当する内部統制システムの整備、運用状況を確認しています。また、内部監査部門である監査室、会計監査人、グループ会社の監査役等と、それぞれ定期的な会合等により緊密な連携を保つとともに、内部統制に係る組織からの直接的な報告、グループ会社の役員との情報交換等により、当社およびグループ会社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っています。

- 監査等委員会は、代表取締役社長ＣＥＯをはじめとする社内取締役との意見交換会を開催し、当社を取り巻く事業環境、全社的リスク・課題等の情報交換・認識共有を図っています。
- 監査等委員会は、各執行役員から業務執行状況の報告を受け、中期経営計画との整合性、担当部門のリスク等の確認をしています。

□連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
2024年4月1日 残高	30,142	13,739	205,804	△ 2,378	247,307		
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△ 9,030		△ 9,030		
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,428		32,428		
自己株式の取得				△ 912	△ 912		
自己株式の処分		10		48	59		
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額（純額）							
連結会計年度中の変動額合計	—	10	23,398	△ 863	22,545		
2025年3月31日 残高	30,142	13,749	229,202	△ 3,242	269,852		

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
2024年4月1日 残高	5,910	1,328	2,673	13,870	△ 287	23,494	24,562	295,364
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 9,030
親会社株主に帰属する 当期純利益								32,428
自己株式の取得								△ 912
自己株式の処分								59
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額（純額）	△ 2,219	△ 1,087	△ 34	9,663	861	7,182	5,017	12,199
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,219	△ 1,087	△ 34	9,663	861	7,182	5,017	34,745
2025年3月31日 残高	3,690	240	2,638	23,533	574	30,677	29,579	330,110

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 15社
- ・連結子会社の名称 株式会社ロジテムツムラ
株式会社タ張ツムラ
津村（中国）有限公司
深圳津村薬業有限公司
平村（深圳）医薬有限公司
上海津村製薬有限公司
天津津村製薬有限公司
平安津村有限公司
平安津村薬業有限公司
盛実百草薬業有限公司
白山林村中薬開発有限公司
TSUMURA USA, INC.
他 3 社

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 LAO TSUMURA CO., LTD. 他 2 社
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 3 社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・主要な非連結子会社及び関連会社の名称 LAO TSUMURA CO., LTD. 他 2 社
- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社 3 社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち津村（中国）有限公司、深圳津村薬業有限公司、平村（深圳）医薬有限公司、上海津村製薬有限公司、天津津村製薬有限公司、平安津村有限公司、平安津村薬業有限公司及びその子会社 5 社、並びに TSUMURA USA, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、同決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率による計算額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権に対する回収不能見込額を個別に見積って計上しております。

ロ. 従業員株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び主要な連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
為替予約
- ・ヘッジ対象
外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

主として運用管理規則に則って為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

全て振当処理を採用しているため、有効性評価を省略しております。

ニ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

なお、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の損益として処理することとしております。

ホ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

（のれん）

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額 8,512百万円

(2) その他の情報

① 算出方法

2020年3月30日に行われた平安津村薬業有限公司及びその子会社5社（以下、平安津村薬業）の買収によって生じたのれんを計上しております。のれんの償却はその効果の発現する期間を個別に見積もり、20年で均等償却を行っております。

当該のれんの減損判定にあたり、のれんを含むより大きな単位で資産のグルーピングを行い、当該資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか等の判定により減損の兆候を識別しております。

減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

回収可能価額は、当該資産グループから生じる将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いた使用価値で算定しております。

なお、平安津村薬業の当連結会計年度におけるのれん償却後の営業利益が計上されていること及び同社の事業計画に基づく翌連結会計年度の営業利益の見込みについて検討を行うことで、同社に係るのれんに減損の兆候は認められないと判断しております。

② 主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率等については一定の仮定を用いております。

将来キャッシュ・フローは、経営者が承認した事業計画と成長率等を基礎に、過去の実績及び外部からの情報等を考慮し見積っております。

また、割引率は資産グループごとに設定した加重平均資本コスト等によっております。

なお、当連結会計年度において減損の兆候がないため、減損損失は計上しておりません。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

のれんの減損は、子会社の業績及び事業計画等をもとに検討し測定していますが、将来において経営環境の悪化等により業績が当初の想定を下回る場合は、連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

収益認識に関する事項

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	1,714百万円
売掛金	66,302百万円
合計	68,017百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	76,758千株	一千株	一千株	76,758千株

(2) 自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	829千株	207千株	16千株	1,020千株

(注) 自己株式の数の増加は、2025年2月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得206千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。自己株式の数の減少は、役員報酬BIP信託の交付として6千株、株式付与ESOP信託の交付として9千株による減少分であります。なお、当事業年度末日の自己株式数のうち、役員報酬BIP信託が所有する株式数は、131千株、株式付与ESOP信託が所有する株式数は、452千株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 2024年6月27日開催の第88回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,826百万円
- ・1株当たり配当金額 50.00円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

ロ. 2024年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,203百万円
- ・1株当たり配当金額 68.00円
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月5日

(注) 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれております。2024年11月7日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金31百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の第89回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 5,189百万円
- ・1株当たり配当金額 68.00円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月30日

(注) 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、漢方事業の持続的拡大のための設備投資計画や中国における成長投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引については、後述のリスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に則り、取引先別に期日、残高を管理するとともに、信用状況等を勘案のうえ、取引先から保証金を預かっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価を経理担当執行役員へ報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。なお、原料等の輸入に伴う外貨建取引については、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクをヘッジするために、先物為替予約を利用しております。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、変動金利による金利の変動リスクに晒されております。

社債及び長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、主として固定金利により金利の変動リスクを軽減しております。

未払金及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項 ハ. 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内規程に則って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券(※2)	9,681	9,681	—
資産合計	9,681	9,681	—
社債(1年内償還予定を含む)	45,000	43,332	△1,668
長期借入金	20,051	19,663	△388
負債合計	65,051	62,995	△2,056
デリバティブ取引(※3)	346	346	—

(※1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	594

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	9,681	—	—	9,681
デリバティブ取引	—	346	—	346
資産計	9,681	346	—	10,027

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	43,332	—	43,332
長期借入金	—	19,663	—	19,663
負債計	—	62,995	—	62,995

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割引計算により現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは医薬品事業の単一事業であり、収益を分解した情報は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
医薬品事業売上高	204,430百万円
収益認識会計基準適用に伴う売上控除額	△23,336百万円
合計	181,093百万円
一時点で移転される財	181,093百万円
一定期間にわたり移転される財	－百万円
合計	181,093百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	67,149百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	68,017百万円
契約資産（期首残高）	－百万円
契約資産（期末残高）	－百万円
契約負債（期首残高）	50百万円
契約負債（期末残高）	64百万円

契約負債は、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,968円05銭

(2) 1株当たり当期純利益 427円15銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（当事業年度末 役員報酬BIP131,198株、株式付与ESOP452,507株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当期中平均株式数 役員報酬BIP134,366株、株式付与ESOP459,059株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

□個別計算書類

株主資本等変動計算書
(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
2024年4月1日 残高	30,142	12,595	1,453	2,931	183,818	186,749	△2,378
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△9,030	△9,030	△9,030
当期純利益					25,960	25,960	25,960
自己株式の取得							△912
自己株式の処分			10				48
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	10	—	16,930	16,930	△863
2025年3月31日 残高	30,142	12,595	1,463	2,931	200,748	203,679	△3,242

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日 残高	5,910	1,328	2,673	9,911	238,473
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△9,030
当期純利益					25,960
自己株式の取得					△912
自己株式の処分					59
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 2,219	△ 1,087	△ 34	△ 3,342	△ 3,342
事業年度中の変動額合計	△ 2,219	△ 1,087	△ 34	△ 3,342	12,734
2025年3月31日 残高	3,690	240	2,638	6,569	251,208

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率による計算額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権に対する回収不能見込額を個別に見積って計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 従業員株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく役員等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

為替予約

・ヘッジ対象

外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主として運用管理規則に則って為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

全て振当処理を採用しているため、有効性評価を省略しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

前渡金の計上基準

原材料購入のため、所有権移転前に支出した一部の原材料代金及びその付帯費用を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類等に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 93,901百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	40,969百万円
長期金銭債権	37,333百万円
短期金銭債務	1,006百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同法令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

- ・再評価を行った年月日……2002年3月31日

- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△2,177百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	13百万円
仕 入 高	56,304百万円
販売費及び一般管理費	△422百万円
営業取引以外の取引高	1,233百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	829千株	207千株	16千株	1,020千株

(注) 自己株式の数の増加は、2025年2月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得206千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。自己株式の数の減少は、役員報酬BIP信託の交付として6千株、株式付与ESOP信託の交付として9千株による減少分であります。なお、当事業年度末日の自己株式数のうち、役員報酬BIP信託が所有する株式数は、131千株、株式付与ESOP信託が所有する株式数は、452千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	710 百万円
未払事業税	447 百万円
委託研究費	1,134 百万円
棚卸資産評価損	330 百万円
その他	689 百万円
繰延税金資産合計	3,312 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1,666 百万円
前払年金費用	△ 1,389 百万円
繰延ヘッジ損益	△ 128 百万円
繰延税金負債合計	△ 3,184 百万円

繰延税金資産の純額 128 百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	深圳津村 薬業有限 公司	(所有) 直接 100%	原材料調達・選 別加工・保管	資金の 回 収 (注1)	1,686	短期 貸付金	3,409
				資金の 貸 付 (注1)	—	長期 貸付金	2,264
				原材料 の購入 (注2)	13,939	前渡金 買掛金	1,770 360
子会社	盛実百草 薬業有限 公司	(所有) 間接 97.7%	原材料調達・選 別加工・保管	資金の 貸 付 (注1)	7,977	短期 貸付金	22,687
				資金の 貸 付 (注1)	—	長期 貸付金	2,532
				原材料 の購入 (注2)	15,605	前渡金 買掛金	9,391 1
子会社	天津津村 製薬有限 公司	(所有) 間接 100%	医薬品製造・販 売	資金の 貸 付 (注1)	8,606	長期 貸付金	22,295
子会社	津 村 (中 国) 有限公 司	(所有) 直接 100%	当社グループ の中国におけ る地域統括	資金の 貸 付 (注1)	—	長期 貸付金	8,826

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 原材料の購入については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,316円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 341円95銭 |

(注) 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（当事業年度末 役員報酬BIP131,198株、株式付与ESOP452,507株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当期中平均株式数 役員報酬BIP134,366株、株式付与ESOP459,059株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。